



令和 8 年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は 1 年（4 月 1 日～翌 3 月 31 日）以内（※¹）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※²）が様々適用されます。

※ 1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※ 2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～障害福祉サービス事業者指定等業務に主に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 令和 8 年 9 月 30 日まで
- (2) 時間 午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 5 時
- (3) 備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(4)のいずれか及び(5)の条件を満たす方

- (1) 社会福祉士
- (2) 介護支援専門員（過去に同資格を有していたものを含む）の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 実務経験 5 年以上を有する介護福祉士
- (5) 地方公務員法第 16 条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各 1 部）を法人指導課（尼崎市役所本庁北館 3 階）まで直接ご持参いただくか、電話連絡のうえ郵送してください。

また、提出書類に不備がある場合は、受理できない場合があります。記載内容、提出書類をよく確認してご来庁ください。

(1) 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書

(2) 応募条件(1)～(3)の方：該当する資格に応じて、社会福祉士登録証、介護支援専門員証の写し又は介護支援専門員実務研修修了証の写し、精神保健福祉士登録証の写し、若しくは試験実施月の末日までに取得見込みであることを証明する書類

※ 取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、社会福祉士、介護支援専門員又は精神保健福祉士の資格を有することを証明する書類の提出が必要となります。（原則、採用日までに提出）

応募条件(4)の方：介護福祉士登録証の写し及び実務内容証明書

※実務内容証明書を事前に提出できない場合は、所定の職務経歴書にて受け付けます。合格となった場合は、採用日までに実務内容証明書を提出していただきます。

4 採用予定日

令和 8 年 1 1 月 1 日

5 採用予定人数

1 名

6 勤務条件

(1) 任期

令和 8 年 1 1 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

(2) 条件付採用期間

採用日から 1 か月間（勤務日数が少ないときなどは 1 か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

尼崎市役所（尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号）

(4) 職務内容

ア 障害福祉サービス事業者等の指定・更新・変更に係る相談、申請受付業務

イ 事業所への指導

ウ 市民・事業所からの窓口・電話での相談・問い合わせ対応等

エ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

ア 始業時刻 午前 9 時

イ 終業時刻 午後 5 時 3 0 分

ウ 休憩時間 正午から午後 1 時まで

エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 月曜日から金曜日までのうち 1 日（所属長が指定します。）

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(エ) 年末年始（1 2 月 2 9 日～翌 1 月 3 日）

オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額 197,750円～211,140円（令和8年度）

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ
交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

ウ 期末・勤勉手当 6月及び12月に支給（予定）

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを
自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並び
に期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱、要覧
その他の定めなどを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることが
あります。

7 採用試験

(1) 試験日時

応募があり次第、調整（令和8年10月上旬実施予定）

(2) 試験場所 尼崎市役所内（応募書類受付後、別途調整します。）

(3) 試験内容 面接試験（個人面接（30分間程度））

(4) 結果発表 採用試験日から1週間程度で郵送により通知（予定）

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護
され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・
資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが
判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後
にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市福祉局法人指導・障害福祉担当部法人指導課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所本庁北館3階

電話：06-6489-6522、ファクス：06-6482-3512

尼崎市役所案内図（面接試験会場）

■ JR 立花駅より南東へ約 800m

